○国土交通省告示第千九十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十五年十月十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5160号	第一種船橋航海当直警報装置	ＪＣＸ－161	日本無線株式会社	東京都三鷹市下連雀５丁目１番１号

○国土交通省告示第千九十一号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　一級水先人

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第一九五四号	佐藤　金光	秋田県	平成二十五年十月十八日	函館水先区
第一九五五号	佐藤　敏和	宮城県	平成二十五年十月十八日	小名浜水先区

二　三級水先人

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第三〇〇五三号	見上　晴信	和歌山県	平成二十五年十月十八日	伊勢三河湾水先区

○中部地方整備局告示第百九十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十一月六日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録番号

中部地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人愛知県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	藤城　博、大野　修、野村　立夫
変更後	鈴木　春男、岡田　康広、近藤　幸宏、安面　光敏、杉本　吉金、星野　広典

(2)　変更年月日

平成二十五年十月二十九日

○四国地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月六日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
四国中央市川之江町字畑山三八〇三番から同市具定町字倉之内四八五番一まで	前	Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ・Ｇ　三〇・〇〇～七一・五〇メートル	六・四九〇キロメートル	上記Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ及びＧは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ・Ｇ　八・五〇～七八・二〇メートル	七・六八〇キロメートル	
		Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ・Ｇ　三〇・〇〇～七一・五〇メートル	六・四九〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月六日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	四国中央市川之江町字破砂子九一二番二三から同市川之江町字瓢箪山九三〇番六まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百九十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十一月六日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　登録番号

九州地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

九州住宅保証株式会社

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	吉田　博希
変更後	相良　敏行

(2)　変更年月日

平成二十五年十月一日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	吉田　博希
変更後	－

(2)　変更年月日

平成二十五年十月一日